

平成3年6月25日付け運輸省告示第340号

貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業及び自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第1項に規定する第2種利用運送事業

運輸大臣が定める地域	運輸大臣が定める距離
滋賀県（大津市及び草津市に限る。） 京都府（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、乙訓郡、久世郡及び綴喜郡のうち田辺町に限る。） 大阪府（貝塚市、泉佐野市、泉南市、豊能郡、泉南郡並びに南河内郡のうち太子町、河南町及び千早赤坂村を除く。） 兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及加古郡に限る。） 奈良県（奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市及び磯城郡のうち田原本町に限る。） 和歌山県（和歌山市及び海南市に限る。）	10キロメートル
滋賀県（大津市及び草津市を除く。） 京都府（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、乙訓郡、久世郡及び綴喜郡のうち田辺町を除く。） 大阪府（貝塚市、泉佐野市、泉南市、豊能郡、泉南郡並びに南河内郡のうち太子町、河南町及び千早赤坂村に限る。） 兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及加古郡を除く。） 奈良県（奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市及び磯城郡のうち田原本町を除く。） 和歌山県（和歌山市及び海南市を除く。）	5キロメートル